

さいたま市消費生活審議会の公募委員を募集します

さいたま市は、平成 18 年 7 月に、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として策定しました「さいたま市消費生活条例」を施行しました。

さいたま市消費生活審議会とは、「さいたま市消費生活条例」に基づき、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議するため、設置したものです。

このたび、委員の任期が令和 8 年 8 月 2 日に満了することにもない、市民の皆様から委員としてご参加いただける方を募集します。

○ 応募資格

次のすべてを満たす方が対象です。

- ・ 市内在住で 18 歳以上の方
- ・ 月～金曜日の昼間に開催する会議に出席できる方
- ・ 本市の他の審議会などの委員を 2 つ以上務めていない方
- ・ 本市の職員、各行政委員会の委員、市議会議員でない方

○ 募集人数

- ・ 3 名程度（選考）

○ 応募方法

- ・ 応募用紙に必要事項を記入し、直接、郵送、FAX のいずれかで、消費生活総合センターまでご応募ください。直接持参の場合は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間にお願いします。

○ 応募用紙の配布場所

◆ さいたま市内の消費生活センター窓口

- ・ 消費生活総合センター（大宮駅西口：JACK 大宮 6 階）
- ・ 浦和消費生活センター（浦和駅東口：コムナーレ 9 階）
- ・ 岩槻消費生活センター（岩槻駅東口：岩槻区役所 3 階）

◆ 各区の情報公開コーナー

※この他、ホームページからもダウンロードできます。

○ 応募締切

- ・ 令和 8 年 6 月 17 日（水）（必着）

○ 選考方法

- ・ 応募多数の場合は、応募用紙に基づき消費生活総合センターで選考し決定します。
- ・ 選考の結果は、応募者全員に連絡します。
- ・ 応募用紙は返却しませんのでご了承ください。

○その他

- 委員の任期は2年（令和8年8月3日～令和10年8月2日）となります。
- 審議会は、学識経験者や事業者代表、消費者代表など20人以内で構成し、年間1～2回程度開催を予定しています。
- 報酬は、日額10,000円（審議会に出席した場合）となります。（所得税を源泉徴収します。）

【応募用紙の送付先、問合せ先】

さいたま市 市民局 市民生活部 消費生活総合センター

〒330-0853

さいたま市大宮区錦町682番地2 JACK大宮6階

TEL 048-645-3002

FAX 048-643-2247